

大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱

制 定 昭和 46 年 11 月 1 日 実 施

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 22 条及び第 23 条並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号。以下「条例」という。）第 44 条から第 46 条までの規定に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が市町村長並びに近畿経済産業局長、大阪管区気象台長及び大阪府警察本部長等の協力を得て行う大気汚染に係る緊急時等の措置等について必要な事項を定めるものとする。

(緊急時等の区分及び発令の区分)

第 2 条 大気汚染等に係る緊急時等の区分及び発令の区分は、次表に掲げるとおりとする。

項	緊 急 時 等 の 区 分	発 令 の 区 分
1	条例第 45 条に規定する状態	予 報
2	法第 23 条第 1 項に規定する状態	注 意 報
3	条例第 46 条第 1 項に規定する状態	警 報
4	法第 23 条第 2 項に規定する状態	重大緊急警報

(測定点)

第 3 条 知事は、大気汚染等に係る緊急時等の発令に係る測定点（以下「測定点」という。）を、知事及び大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第 13 条に規定する政令市長（以下「政令市長」という。）が設置した大気汚染常時測定局から選定し、政令市長と協議の上、条例第 45 条に規定する指定物質（以下「指定物質」という。）ごとに定める緊急時対策実施要領（以下「要領」という。）で定めるものとする。

2 知事は、当分の間、前項の政令市長以外の市町村長が設置した大気汚染常時測定局のうち当該市町村長から要請のあったものについて、測定点の地域的分布状況その他特別の事情を考慮して、要領で定める測定点に加えることがある。

(大気汚染状況の把握)

第 4 条 知事は、政令市長及び前条第 2 項の要請により要領で定める測定点に加えられた大気汚染常時測定局を設置した市町村長の協力を得て、大気汚染状況の把握を行うものとする。

(大阪管区気象台による支援)

第 5 条 大阪府は、大阪管区気象台から、大気汚染の発生や継続の見通しを得るために必要な気象に関する資料の提供等の支援を受ける。

(予報の発令)

第6条 知事は、指定物質による大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、要領により予報を発令するものとする。

(緊急時の発令)

第7条 知事は、指定物質による大気の汚染の状態が第2条の表の2の項から4の項までの緊急時等の区分の欄のいずれかに該当したときは、当該指定物質に係る要領により当該緊急時等の区分に係る発令の区分に従い発令するものとする。

2 知事は、指定物質以外の物質による大気の汚染の状態が第2条の表の2の項又は4の項の緊急時等の区分の欄に該当したときは、当該物質について地域を定め、当該緊急時等の区分に係る発令の区分に従い発令するものとする。

(緊急時等の解除)

第8条 知事は、前条第1項の規定により指定物質に係る緊急時等の発令をしたときで、当該指定物質による大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて、当該指定物質による大気の汚染の状態が回復すると認められるときは、当該指定物質に係る要領により当該発令を解除するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により指定物質以外の物質に係る緊急時の発令をしたときで、当該物質による大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて、当該物質による大気の汚染の状態が回復すると認められるときは、当該発令を解除するものとする。

(発令及び解除の周知)

第9条 知事は、前3条の規定により緊急時等の発令をし、又は解除したときは、市町村、報道機関、その他関係機関の協力を得て、速やかに一般に周知するものとする。

(緊急時等の措置)

第10条 知事は、指定物質に係る緊急時等の発令をしたときは、当該指定物質に係る要領で定める措置を行うものとする。

2 知事は、指定物質以外の物質に係る緊急時の発令をしたときは、法第23条第1項及び第2項に規定する措置を行うものとする。

(連絡協議会)

第11条 この要綱の実施に関する事務を円滑に行うため、大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる機関をもって構成するものとする。

近畿経済産業局資源エネルギー環境部

大阪管区气象台気象防災部

大阪府警察本部

大阪府環境農林水産部

大阪市環境局環境管理部

大阪市立環境科学研究所

堺市環境局環境保全部

豊中市環境部

吹田市環境部

高槻市市民共創部

枚方市環境部

八尾市環境部

寝屋川市環境部

東大阪市環境部

その他指定物質に係る要領で定める機関

- 3 協議会は、必要に応じ、構成機関の一部をもって開催し、又は構成機関以外の関係機関に対し出席を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は府環境農林水産部環境管理室環境保全課が行うものとする。ただし、指定物質に係る要領の実施に関する事務について協議する場合の庶務は、当該要領に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和46年11月1日から実施する。
- 2 オキシダントに係る緊急時対策の実施については、当分の間、「光化学スモッグ暫定対策実施要綱」により行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。ただし、第9条の改正規程中、「枚方市都市環境部」を「枚方市環境対策部」に改める部分については、平成10年4月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際に、現に要領で定める測定点に加えられている政令市長以外の市町村長が設置した大気汚染常時測定局は、改正後の第3条第2項の規定に基づき当該市町村長から要請があり、測定点の地域的分布状況その他特別の事情を考慮して、要領で定める測定点に加えられたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。